

# 資料編



# 1 策定体制及び策定経過

## (1) 新座市介護保険事業計画等推進委員会条例

平成26年3月25日

条例第9号

改正 平成29年11月30日条例第28号

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定による介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定による高齢者福祉計画（以下「介護保険事業計画等」という。）を適正に推進するため、新座市介護保険事業計画等推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、介護保険事業計画等の策定について調査審議すること。
- (2) 介護保険事業計画等の実施状況の把握及び評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療団体の代表者
- (3) 福祉団体の代表者
- (4) 介護保険料負担事業所の代表者
- (5) 介護保険の被保険者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、いきいき健康部において処理する。

(平29条例28・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年条例第28号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

(2) 新座市介護保険事業計画等推進委員会委員名簿

任期：令和5年4月1日～令和8年3月31日 敬称略

構成	所属等	氏名	備考
学識経験者	公益財団法人 社会福祉・振興試験センター	<small>ハシモト</small> 橋本 <small>マサアキ</small> 正明	委員長
	十文字学園女子大学	<small>ヤマグチ</small> 山口 <small>ユミ</small> 由美	副委員長
医療保健関係者	朝霞地区医師会新座支部	<small>マキタ</small> 牧田 <small>カズヤ</small> 和也	
	朝霞地区歯科医師会新座支部	<small>シノハラ</small> 篠原 <small>ミホコ</small> 美穂子	
	朝霞地区薬剤師会	<small>ハタナカ</small> 畑中 <small>ノリコ</small> 典子	
	堀ノ内病院	<small>ハラ</small> 原 <small>アイ</small> 愛	
福祉関係者	北野病院	<small>バンバ</small> 番場 <small>フタバ</small> 双葉	
	社会福祉協議会	<small>イシノ</small> 石野 <small>ユキトシ</small> 幸利	
	民生委員・児童委員協議会	<small>ナカジマ</small> 中島 <small>サカエ</small> 栄	
	地域包括支援センター (高齢者相談センター)	<small>イナガキ</small> 稲垣 <small>カズヒサ</small> 一久	
保険料負担 事業所関係者	商工会	<small>ナミキ</small> 並木 <small>シゲカズ</small> 重和	
被保険者代表者	市民委員	<small>ナヤ</small> 納谷 <small>マコト</small> 眞	
		<small>ササガワ</small> 笹川 <small>フミコ</small> 二三子	

(3) 新座市介護保険事業計画等推進委員会開催経過

開催年月日	議題及び配布資料
令和5年 6月26日	<p>第1回新座市介護保険事業計画等推進委員会 諮問 (1)第9期介護保険事業計画の基本指針と策定プロセスについて (2)新座市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の調査結果について</p> <p>[配布資料] 資料1 基本指針と第9期介護保険事業計画の策定プロセスと支援ツール 資料2 第9期新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画策定のためのアンケート調査 結果報告書 資料3 資料2 結果報告書の抜粋版 資料4 各議題解説資料</p>
8月3日	<p>第2回新座市介護保険事業計画等推進委員会 (1)第8期計画における施策・事業評価について (2)第9期計画策定に向けた課題について</p> <p>[配布資料] 資料1 新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画第8期計画における施策・事業評価について 資料2 新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画第9期計画に向けた課題について 資料3 資料1・2の補足説明資料</p>
10月5日	<p>第3回新座市介護保険事業計画等推進委員会 (1)第9期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の骨子案について (2)公聴会の意見について (3)令和4年度介護保険事業特別会計決算状況について</p> <p>[配布資料] 資料1 第9期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の骨子(案) 資料2 第9期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に係る公聴会の結果について(概要版) 資料3 令和4年度介護保険事業特別会計決算に係る主要な施策の成果に関する説明書 資料4 インセンティブ交付金の評価指標の取組状況 資料5 資料1～4の補足説明資料</p>
11月20日	<p>第4回新座市介護保険事業計画等推進委員会 (1)第9期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の素案について</p> <p>[配布資料] 資料1 第9期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の素案 資料2 議題解説資料</p>
12月6日～ 令和6年1月5日	<p>パブリック・コメントに基づく意見募集 第9期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)に対する意見等の募集</p>

開催年月日	議題及び配布資料
1月29日	第5回新座市介護保険事業計画等推進委員会 (1)第9期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)に対する 意見募集の結果について (2)第9期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)について
	[配布資料] 資料1 第9期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)に 対する御意見等と御意見等に対する市の考え方 資料2 第9期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)
2月27日	第6回新座市介護保険事業計画等推進委員会 (1)第9期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(答申案)について 第9期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の答申 (2)埼玉県への要望書案について
	[配布資料] 資料1 第9期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(答申案) 資料2 埼玉県への要望書案 資料3 議題解説資料

## 2 諮問・答申

### (1) 諮問

新介発第547号  
令和5年6月26日

新座市介護保険事業計画等推進委員会  
委員長 橋本 正明 様

新座市長 並木 傑

新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画（第9期）について  
（諮問）

本市では、「支え合い、つながり合い、全ての高齢者が尊厳を持って自分らしい生活が送れる、活力ある「健康長寿のまち」の実現」を基本理念とした高齢者福祉計画・介護保険事業計画を基に、高齢者福祉施策や介護予防事業等の充実・推進を図るとともに、介護保険制度の安定的な運営に努めてまいりました。

今後は、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年（令和7年）及び現役世代が急減する2040年（令和22年）を見据え、これまでの取組を更に発展させ、住み慣れた地域において医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活支援といったサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化、推進が求められてまいります。

本市におきましても、正に高齢化が進展する中で、こうした中長期的な視野に立った施策展開を図るべく、新たに令和6年度から8年度までを計画期間といたします『新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画（第9期）』を策定するに当たり、貴委員会の意見を求めます。

(2) 答 申

---

令和 6 年 2 月 2 7 日

新座市長 並 木 傑 様

新座市介護保険事業計画等推進委員会  
委員長 橋本 正明

新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画について（答申）

令和 5 年 6 月 2 6 日付け新介発第 5 4 7 号で諮問のあった標記の件について、委嘱を受けた 1 3 人の委員で協議を重ね、令和 6 年度から 8 年度までを計画期間とする「新座市高齢者福祉計画・新座市介護保険事業計画（第 9 期計画）」を作成しましたので、ここに答申いたします。

### 3 公聴会における意見の概要

#### 〔概 要〕

名 称	第9期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に係る公聴会
日 時	令和5年8月3日（木） 午後1時から
会 場	本庁舎3階 301・302会議室
募集期間	令和5年6月23日（金）～7月21日（金）
応募件数	5件

#### 〔発表内容〕

公述人	テーマ及び概要
公述人1	<p><b>【第9期計画に高次機能障がいに関する施策を入れてください】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高次脳機能障がいは、社会的な受皿が整わない中で、当事者家族に係る負担は重く、孤立しがちである。少しでも高次脳機能障がい者への理解が深まるようにしてほしい。</li> <li>○ 40歳から64歳までの第2号被保険者の方は、特定疾病が原因で介護が必要となったと認められないと介護保険のサービスを利用することができない。65歳未満の高次脳機能障がいの方も認知症初期の集中支援チーム事業や認知症カフェなど、各施策の中で利用できるよう柔軟な対応をお願いしたい。</li> <li>○ 高次脳機能障がいを取り巻く課題は多岐にわたり、関わり方や支援の方法など、専門性が求められている。市の職員、ケアマネジャーなどの相談支援を担う職員が高次脳機能障がいへの関わり方や支援の方法など専門性を持って支援できるよう研修の強化をしてほしい。</li> </ul>
公述人2	<p><b>【有償ボランティア、「くらしサポート活動から見えてきたもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ くらしサポーターは、地域の安心はみんなでつくろうをメインテーマに、共に暮らしを支えることを目指す生活支援の有償ボランティアで、暮らしの中のちょっとした困り事を医療生協の組合員同士が助け合う仕組みである。</li> <li>○ 介護保険サービスを超えるものは自費のヘルパーに頼む方法もあるが、その費用を払える人は少ないと思う。また、介護保険はあるけれども十分な介護が保障されないという話を耳にする機会も増えてきた。</li> <li>○ 介護保険で利用できる範囲のサービスだけでは足りない状況もあり、くらしサポーターでは、掃除やごみ捨て、庭の草取り、新聞を束ねて運ぶ、すだれの取り付け、蛍光灯の交換等のお手伝いをしている。</li> <li>○ 誰もが住み慣れた地域で安心してサービスを利用できる計画づくりをお願いしたい。</li> </ul>

公述人	テーマ及び概要
公述人3	<p><b>【第9期介護保険事業計画策定にあたっては、利用者に寄り添った計画づくりを】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 昨年、社会学者たちが、介護保険の改定に対し要望を公表した。いずれも、介護に関わる人たちからすれば至極当然の内容であると思う。</li> <li>○ 国では介護保険改定に向け、様々な議論がなされているが、多くの介護保険利用者が利用をためらわざるを得ないような改定をやめるよう、新座市として国に働きかけてほしい。</li> <li>○ 介護関連の3団体が実施したアンケート調査では、物価高騰や人員削減などで、「このままでは数年で事業の廃止や倒産の可能性がある」と答えたサービス事業者が3割近い結果となった。もしこのような事態となれば、施設を利用したくても利用できない、介護難民が多数出るとは目に見えている。新座市も我が事として受けとめ、実態を把握し、絶対に倒産や廃業など生まない努力をしてほしい。</li> <li>○ 高齢者や社会的弱者に寄り添った介護保険事業計画を策定されることを強く要望する。</li> </ul>
公述人4	<p><b>【「介護なんでも懇談会」「認知症について知ろう」の取組みを通じてわかったこと】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活協同組合の組合員としてボランティア活動を行う中で、介護に関する市民の様々な不安の声が届いている。</li> <li>○ 国では、給付と負担の見直しについて、議論を進めているところだが、これ以上の介護保険の改悪を受け入れることは、超高齢化が進み、介護保険サービスを利用せざるを得ない人が増加する中で、防波堤としての地方自治体の役割を果たせなくなることが目に見えている。</li> <li>○ その対策を自助、共助に求めるのではなく、今こそ公助に求めるべきことを強調したい。</li> <li>○ 市民の多くがこの新座市に住んでよかったと言える、積極的に利用者に寄り添った事業計画を策定してほしい。</li> </ul>
公述人5	<p><b>【2025年のよりよい介護保険制度について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新座市でもケアマネジャーの不足からケアプランを受けられない状況が起きている。要支援・要介護の方々にきちんとサービスを提供できるよう対策をしてほしい。</li> <li>○ サービス利用料の負担が大きいため、サービスを受けられないという声を現場でよく聞く。新座市の場合は、どれぐらいの方が認定後、サービスを受けていないのか、その理由は何なのかをきちんと確認してほしい。また、県や国に意見を上げて、必要なサービスが受けられるよう対策を取ってほしい。</li> <li>○ 新型コロナウイルスが感染拡大した3年間、事業者も市民も大変苦しい思いをした。介護保険の規程には、パンデミックに対する基準というのは全くないが、新型コロナの3年間、その中でやらなければならなかったということを、ここで振り返っておいてほしい。</li> <li>○ 介護保険サービスだけでなく、市の施策全般において認知症の方たちに合理的配慮を求められる新座市であり、全ての市民に対して暮らしやすい市民環境をつくってほしい。</li> <li>○ 公聴会の日程は休日に設定していただきたい。若い人たちが意見を積極的に述べられる機会を作ってほしい。</li> </ul>

## 4 新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第9期)素案に対する意見の概要

令和5年12月6日(水)から令和6年1月5日(金)の期間において、パブリック・コメント手続条例に基づき、市民等への意見募集を実施しました。

意見の概要及び意見に対する新座市介護保険事業計画等推進委員会の考え方は、次の表のとおりです。

※提出されたご意見については、できる限り原案のとおり掲載しています。

No.	計画書掲載頁	意見の概要	意見に対する考え方
1	P50	<p>「重点施策4 介護サービス基盤の整備と充実」について</p> <p>介護サービス事業者の方に、高次脳機能障害の方への支援についても対応できるよう、質の向上を図っていくことを計画に明記して下さい。 (理由) ・「高次脳機能障害の障害特性に応じた支援マニュアルの開発のための研究」(研究分担者：上田敬太京都大学大学院医学研究科講師)では、以下のようなことが結論のところに記されています。</p> <p>介護保険被保険者のうち、40歳から64歳までの脳卒中などのいわゆる2号被保険者の支援については、現状では問題が多い。特に若年層で就労を望む症例では、介護保険事業には就労支援の仕組みが存在しないため、いったん介護保険被保険者となった場合には、サービス提供の立案を行う介護支援専門員が、就労支援についての助言を行う必要がある。そのためには、介護支援専門員側に、障害者総合支援法に基づく高次脳機能障害者の支援についての知識が求められるが、現状十分とはいいがたい。また、そういった知識を普及するための啓発活動も十分に行われているとはいいがたい。</p> <p>また、介護保険最新情報 Vol. 1143 (平成5年4月17日)では、改定される「介護支援専門員再研修実施要綱」において、科目「脳血管疾患のある方のケアマネジメント」の目的のところで「脳血管疾患に関する身体機能の制約や高次脳機能障害が生じやすい疾患の特徴を理解するとともに、望む生活を継続するためのケアマネジメントにおける留意点や起こりやすい課題を踏まえた支援に当たってのポイントを理解する。」といったことが記されています。</p>	<p>介護保険サービスの質の向上については、引き続き介護事業所への指導や助言を予定しているほか、介護職員への研修等を検討しておりますが、その内容までを計画に記す予定はないため、素案のままとさせていただきます。</p>

No.	計画書掲載頁	意見の概要	意見に対する考え方																
2	P 79	<p>「(1)介護保険サービスの基盤整備 ③施設サービス」について</p> <p>「施設入所待機者の解消が課題となっていますが～」と課題を上げながら、「在宅サービスを含めた介護保険サービス全体の基盤整備の中で対応」としているのでは、市民の要望に応えることができず、不十分です。施設を増やすべきです。</p>	<p>施設サービスの中で、特別養護老人ホームについては、待機者がいるものの、空床の生じている施設が複数ある状態が続いております。待機者の中には、特定の施設のみを希望している方も一定数いるため、施設を増やすことで待機者が解消されるとは限らず、現時点では、新しい施設を整備することは適切ではないと考えております。</p> <p>また、第9期計画策定に当たって令和4年度に実施した調査では、「医療や介護が必要となった時に過ごしたい場所」について「自宅」と回答する方が多い結果となりました。よって、在宅サービスの整備は必要であるとと考えております。</p> <p>引き続き施設の状況や待機者の状況を把握し、整備の必要性を検討するとともに、埼玉県と協力して必要な助言や支援を行ってまいります。</p>																
3	P 80	<p>「(3)介護人材の確保 ②介護人材確保事業の実施」について</p> <p>「～介護従事者を確保するための事業や取組を検討します」は不十分です。人材確保のために、新座市独自に介護従事者の待遇改善を図る助成に踏み出すべきです。</p>	<p>介護従事者の待遇改善を図る助成につきましては、ある程度継続的な支援となるため、市独自で実施することは大変難しい状況です。</p> <p>しかしながら、介護人材の確保につきましては、喫緊の課題であると認識しておりますので、介護ヘルパーの確保事業や資格取得の補助事業等について具体的に検討してまいります。</p>																
4	P 83	<p>「(1)介護予防・生活支援サービス事業 ①訪問型サービス」について</p> <p>総合事業については、利用者がサービスの選択をできることを保障するために、全ての要支援認定者が、介護予防訪問介護相当サービスを利用できるようにすること。</p>	<p>総合事業につきましては、適切に介護予防ケアマネジメントを行い、利用者にとって必要なサービスが提供されるよう指導してまいります。</p> <p>また、サービスが必要な利用者に対し、適切にサービス提供がされるよう、供給体制の確保に努めてまいります。</p>																
5	P 85	<p>現在、介護予防課が実施している事業の方向性は大賛成です。</p> <p>(1)この事業の更なる充実をしてほしいです。</p> <p>(2)目標値アップしませんか。(目標が高いと、それを達成しようとするエネルギーと行動力が違ってきます。 (※現状に対して目標は約2倍または半減)</p> <p>◆ご意見を頂いた方からの提案</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年</th> <th>令和7年目標</th> <th>目標見直し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほとんど外出しない…</td> <td>15.2%</td> <td>12.0%以下</td> <td>10.0%以下</td> </tr> <tr> <td>地域のグループ…</td> <td>約29.0%</td> <td>25.0%</td> <td>15.0%</td> </tr> <tr> <td>一般介護予防事業参加</td> <td>502人</td> <td>650人</td> <td>1,000人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)目標を実現するため事業費を倍額にして戴きたいと思っております。</p>		令和4年	令和7年目標	目標見直し	ほとんど外出しない…	15.2%	12.0%以下	10.0%以下	地域のグループ…	約29.0%	25.0%	15.0%	一般介護予防事業参加	502人	650人	1,000人	<p>(1) 事業につきましては、先進事例等も参考にしながら、よりよい事業を実施できるよう引き続き検討してまいります。</p> <p>(2) 令和4年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果から、就労をしている方や通いの場への参加希望がない方の割合も鑑み、「①ほとんど外出しない及び週1回の外出頻度の人の割合」のみをご提案のとおり「10.0%以下」に修正します。</p> <p>(3) 財政担当課とも引き続き協議を重ね、よりよい事業を実施できるよう尽力してまいります。</p>
	令和4年	令和7年目標	目標見直し																
ほとんど外出しない…	15.2%	12.0%以下	10.0%以下																
地域のグループ…	約29.0%	25.0%	15.0%																
一般介護予防事業参加	502人	650人	1,000人																

No.	計画書掲載頁	意見の概要	意見に対する考え方
6	P 8 5	介護予防係、指定業者、地域包括支援センター、そして市民が連携して「介護予防」出来る仕組み作りをもっともっとレベルアップして戴きたいと思えます。	事業を実施するに当たり、目標を明確にし、目的に沿った内容になるよう検討しながら実施しております。介護予防係のみならず、介護予防が市民の皆様の身近なものになるよう、各所と連携して事業を実施してまいります。
7	P 8 5	市民を巻き込んだ介護予防活動に取り組んでほしいと思えます。 ・ボランティアの活用 ・町内会の活用 ・若年層（高校生・大学生）との協業	介護予防事業の運営には、介護予防ボランティアの「にいぎの元気推進員」の皆様にご協力いただいております。また町内会の皆様には事業の周知や集会所利用への協力や出前講座を活用していただいております。また、多世代交流も介護予防に効果があるといわれていることから、令和5年度には、事業における大学生ボランティアを募集しております。また、介護予防ボランティアとして「にいぎの元気推進員」の皆様にもご活躍いただいております。 今後につきましても、引き続き市民の皆様のご協力をいただきながら、介護予防事業を実施してまいります。
8	P 8 5	介護予防先進都市からの情報収集と交流	担当課といたしましては、オンラインセミナーや研修等に積極的に参加し、情報収集を行うとともに、折りにふれて他市町村と情報交換をしております。先進事例や好事例を取り入れながら事業を実施できるよう、日々検討しておりますのでご理解賜りますようお願いいたします。
9	P 9 2	「2 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)」について  若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となり介護保険サービスの利用が優先される第2号被保険者の方への支援で、福祉分野と連携して、支援ができる体制を整備していくことを計画に記して下さい。(理由) 国の基本指針に、「地域包括支援センターは、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことが期待されることも踏まえ、障害分野や児童福祉分野など他分野と連携促進を図っていくことが重要である。このようなニーズに対応し適切にその役割を果たすために、地域包括支援センターにおける体制や環境の整備を進めることが重要である。」といったことが記されるようになりました。	本計画は、高齢者施策に関する総合的な計画であり高齢者に対応した施策を示すものであるため、高次脳機能障害がいの方のための支援体制を具体的に記載することはいたしません。P 9 5「地域包括支援ネットワークの構築について」の記載が準ずるものとして含まれます。 また、第2号被保険者に対する支援等につきましては、引き続き障がい者福祉課等の関係各課と連携して検討していくよう努めます。

No.	計画書 掲載頁	意見の概要	意見に対する考え方
10	P 9 6	<p>「(1)在宅医療・介護連携推進事業」について</p> <p>医療と介護の連携だけでなく、障害福祉との連携についても計画に記し、さらに、若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方が、障害福祉サービスにもつながるようなケアパスの整備についても明記して下さい。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度の診療報酬改定で、それまで「医療と介護の連携」とされていたものが、医療・介護・福祉事業者間での切れ目ない連携を推進する観点から、入退院支援や退院時の指導等における要件に障害福祉サービスの相談支援専門員との連携が追加され、さらに、その後、この連携事業に関与した相談支援専門員への加算も位置づけられてきています。</li> </ul> <p>例えば横浜市が公開している「脳血管疾患ケアサポートガイド～医療・介護連携ケアパス～」のように、若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方が、障害福祉サービスにもつながるようなケアパスが整備されています。</p>	<p>本計画は、高齢者施策に関する総合的な計画であり高齢者に対応した施策を示すものであるため、高次脳機能障害がいの方のための支援体制を具体的に記載することはいたしません。関係各課が連携し、制度やサービスの周知等を図ってまいります。</p> <p>また、第2号被保険者の方を対象としたケアパスの整備について記載はいたしません。第2号被保険者に対する支援等につきましては、引き続き障害がい者福祉課等の関係各課と連携して検討していくよう努めます。</p>
11	P 1 0 9 及び P 1 1 5	<p>「(4)その他の事業」及び「1 高齢者一般施策(市独自事業)」について</p> <p>将来的に、障害がい福祉担当課で、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業を展開することを見据えて、介護保険担当課と障害がい福祉担当課が連携して、失語症サロンを開設するなど、準備を進めていくことを計画に記して下さい。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新座市では、長年、永弘クリニックの2階で「失語症デイケア(永弘クリニックデイケア)」が開設されています。</li> </ul>	<p>失語症向け意思疎通支援者派遣事業は都道府県事業のため、現時点で本市が実施することは考えておりません。また、現時点で準備を進めることは難しいため、失語症サロンの開設について改めて記載することは考えておりませんので、素案のままとします。</p>

No.	計画書 掲載頁	意見の概要	意見に対する考え方
12	P100	<p>「※認知症の人には、第2号被保険者を含みます。例えば、若年性認知症の方や脳血管疾患による高次脳機能障がいの方です。」という記載等について等</p> <p>認知症、若年性認知症、高次脳機能障害を一括りにするのではなく、誤解を生じさせないよう、行政的定義に従って、別に扱って下さい。</p> <p>(理由)</p> <p>65歳以上の方と、65歳未満の方では、利用できる制度に違いがあり、例えば、障害年金は、65歳以上の方は、申請できません。</p> <p>また、65歳以上の方であれば、一定の要件を満たせば、精神障害として診断がなくても、障害者控除対象者認定書の交付を受ければ、障害者控除の対象になりますが、65歳未満の方は、精神障害として診断の上、精神障害者保健福祉手帳を取得しなければ障害者控除の申請すらできません。さらに、高次脳機能障害は、若年性認知症利用者受入加算の対象になりません。</p> <p>認知症と診断された方は、自動車運転を再開することはできませんが、高次脳機能障害と診断された方は、医療関係者等の評価によっては、自動車運転の再開が認められます。</p>	<p>御意見いただきました一文は本計画における「認知症の人」には65歳以上の第1号被保険者だけでなく、40歳～64歳の第2号被保険者も含まれることを記したものです。そして、その第2号被保険者が介護保険を利用するときに対象となる特定疾病の例として若年性認知症や高次脳機能障がい記載しております。症状や利用できる制度を一括りにしているわけではなく、特定疾病の例示として、併記している旨をご理解を賜りたいと存じます。</p>
13	P115	<p>「①重度要介護高齢者手当」について</p> <p>「日常生活に著しい支障のある高齢者（65歳以上の要介護4または5に該当する人で、介護保険施設入所者を除く）に対し、重度要介護手当を支給します。」と変えて、市民税課税世帯の人にも手当を支給すべきです。</p>	<p>重度要介護高齢者手当につきましては、これまでも支給額を見直すなどして事業を実施してまいりましたが、財政非常事態宣言を契機とした全庁的な事業見直しの中で、県内他市の標準的な支給額の水準に近づけることとして、事業を見直しました。</p> <p>本市におきましては、今後も高齢化が進み、高齢者福祉に関する予算の増加が予想される中で、現在実施している様々な高齢者福祉関連事業を持続可能なものとしていくため、現時点で重度要介護高齢者手当の支給要件等を元に戻す考えはございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。</p>
14	頁指定なし	<p>「計画のいずれか」について</p> <p>若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方を、介護保険サービスで支援するとともに、介護保険サービスと併用できる障害福祉サービスや障害年金制度、そして在職中でも一時利用ができる障害福祉サービスの就労支援系のサービスにつなげていくことを計画に記して下さい。</p> <p>分かりやすい例で言えば、幸田町では、第8期幸田町高齢者福祉計画および介護保険事業計画に「ゆるカフェ」事業を位置づけ、備考欄に「若年性認知症者及び高次脳機能</p>	<p>本計画は、高齢者施策に関する総合的な計画であり高齢者に対応した施策を示すものであるため、高次脳機能障がいの方のための支援体制を具体的に記載することはいたしません。関係各課が連携し、制度やサービス等の周知等を図ってまいります。</p> <p>また、第2号被保険者に対する就労支援や障害者総合支援法に基づく支援等につきましては、介護保険課のみの対応では難しい面がありますので、引き続き障がい者福祉課等の関係各課と連携していくよう努めます。</p>

No.	計画書 掲載頁	意見の概要	意見に対する考え方
14 続き		<p>障がい者のカフェを定期的に継続して実施予定」と記し、若年性認知症や高次脳機能障害の方が対象だと明記しています。</p> <p>(理由)</p> <p>「科学的介護情報システム(LIFE)」で活用されている「リハビリテーション計画書」には「高次脳機能障害」という項目も含まれています。「衆議院議員山本孝史君提出高次脳機能障害に関する質問に対する答弁書」(平成11年2月2日)には、以下のように若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方が介護保険サービスの対象となる旨のことが記されています。</p> <p>3 高次脳機能障害を有する者のうち六十五歳以上の者(六十五歳未満の者であって特に必要があると認められるものを含む。)であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものについては老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に基づく居宅における介護等の措置その他の施策の対象となる。また、高次脳機能障害を有する者のうち公的医療保険の加入者については、七十歳以上である場合又は六十五歳以上七十歳未満で老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の定めるところにより一定程度の障害の状態にある旨の市町村長の認定を受けた場合は、同法に基づく医療の給付の対象となる。</p> <p>なお、平成十二年四月一日に施行される介護保険法(平成九年法律第百二十三号)においては、六十五歳以上の要介護状態等(同法第七条第一項に規定する要介護状態及び同条第二項に規定する要介護状態となるおそれがある状態をいう。以下同じ。)に該当する高次脳機能障害を有する者又は四十歳以上六十五歳未満の要介護状態等に該当する高次脳機能障害を有する者であってその要介護状態等の原因である身体上若しくは精神上の障害が同条第三項第二号に規定する特定疾病である初老期における痴呆、脳血管疾患等によって生じたものであるものについては、同法に基づく介護給付又は予防給付を受けることができることとなる。</p> <p>また、平成9年12月9日に身体障害者福祉審議会、中央児童福祉審議会障害福祉部会及び公衆衛生審議会精神保健福祉部会の合同企画分科会が取りまとめた今後の障害保健福祉施策の在り方についての中間報告において、「身体障害を伴わない高次脳機能障害(若年性痴呆等)については、精神保健福祉法において必要な福祉サービスを充実すべきである。ただし、当面、精神薄弱者に類似した障害の状態にある者については、精神薄弱者施設等の利用を行えるようにする方途も検討すべきである。」と指摘されたことを受けて、その後、高次脳機能障害(若年性認知症)の支援策の整備、例えば精神障害関係の診断書の改正がされてきています。</p>	



---

**新座市高齢者福祉計画 新座市介護保険事業計画  
第9期計画**

**【令和6年度～8年度】**

令和6年3月

---

発行：新座市

編集：新座市いきいき健康部介護保険課・長寿はつらつ課

〒352-8623 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号

電話：048-477-1111

FAX：048-482-5882

---